

平成27年5月12日

答申第521号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、NHK放送受信料の契約・収納業務の戸別訪問等に関して、「① 戸別訪問の制限時間 ② アポイントメント訪問の実施状況 ③ 訪問員に対する指導・禁止事項 ④ 訪問員の資格に関する事項」について開示の求めがあった。

開示の求めの文書は地域スタッフ（NHKが契約・収納業務を委託する個人事業者）の戸別訪問に係る文書であるが、①、③および④は開示することによりNHK放送受信料の契約・収納業務に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号に該当するため、②は文書が存在しないため、NHKはいずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書のうち、④について地域スタッフの募集要項を開示することとする。①および②は文書が存在しないため、③は規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため、いずれも開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書のうち、地域スタッフの募集要項を開示することとしたこと、地域スタッフによる戸別訪問の制限時間および地域スタッフの訪問の実施状況については文書が存在しないため、地域スタッフに対する指導事項に係る文書については規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため、いずれも不開示としたこと、NHKのいずれの取り扱いも妥当である。

4 審議の経過

平成27年4月14日（第214回審議委員会）第530号諮問、審議
5月12日（第216回審議委員会）審議、答申